

事 務 連 絡
令和6年11月29日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認 可 外 保 育 施 設 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における食事中的誤嚥事故防止の再徹底について

令和6年10月、札幌市内の認可保育所において、食事中的誤嚥により幼児が死亡する重大事故が発生しました。

教育・保育施設等における食事中的誤嚥事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月、以下、「ガイドライン」という。)を参考として取り組んでいただいているところですが、「教育・保育施設等で近年発生した主な重大な誤嚥(窒息)事故」(別紙)のとおり重大事故が発生している状況を踏まえ、改めて、各施設・事業所で安全管理が徹底されるよう、ガイドラインの内容を周知いただくとともに、各地方自治体においても、重大事故の防止に向けて必要な取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』において作成した啓発資料を添付しますので、御活用ください。

また、重大事故が発生した場合の都道府県等から国への報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号）において通知しているとおりますが、国への報告が遅延した事例がありましたので、運用に遺漏のないよう併せてお願いします。

「教育・保育施設等における事故の報告等について」
（令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号）（一部抜粋）

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>
- 教育・保育施設等における事故の報告等について
（令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/tsuchi>

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **障害児支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)

(別紙)

教育・保育施設等で近年発生した主な重大な誤嚥(窒息)事故

発生年	自治体	施設類型	発生時の状況等		食物(※)	年齢等
平成 30 年	広島県	認可保育所	食事中	意識不明	りんご	1歳
令和2年	島根県	保育所型 認定こども園	節分行事中	死亡	炒り大豆	4歳
	大阪府	認可保育所	食事中	死亡	りんご、 ハンバーグ	1歳
	愛知県	認可保育所	食事中	意識不明	パン	1歳
	東京都	幼稚園型 認定こども園	食事中	死亡	ぶどう	4歳
令和3年	北海道	認可保育所	食事中	意識不明	パン	1歳
	愛知県	認可外保育施設	室内活動中	死亡	パン	1歳
令和4年	東京都	認可外保育施設	食事中	死亡	りんご	1歳
令和5年	鹿児島県	認可保育所	食事後	死亡	りんご	0歳
	愛媛県	認可保育所	食事中	意識不明	りんご	0歳
令和6年	沖縄県	放課後児童クラブ	おやつ中	意識不明	マシュマロ	小学生
	北海道	認可保育所	食事中	死亡	焼肉風 炒め物等	1歳

(※) 事故発生時(前)に食べた食物

たべる

ときにきをつけること

過去に事故が発生した食材



ナッツ・豆類



白玉団子



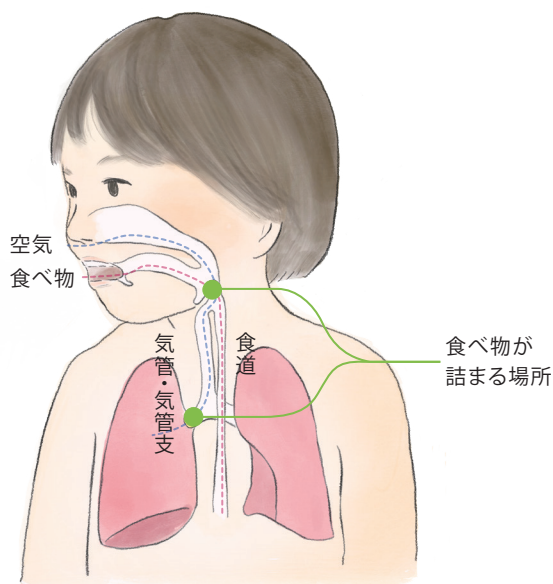
ミニトマト



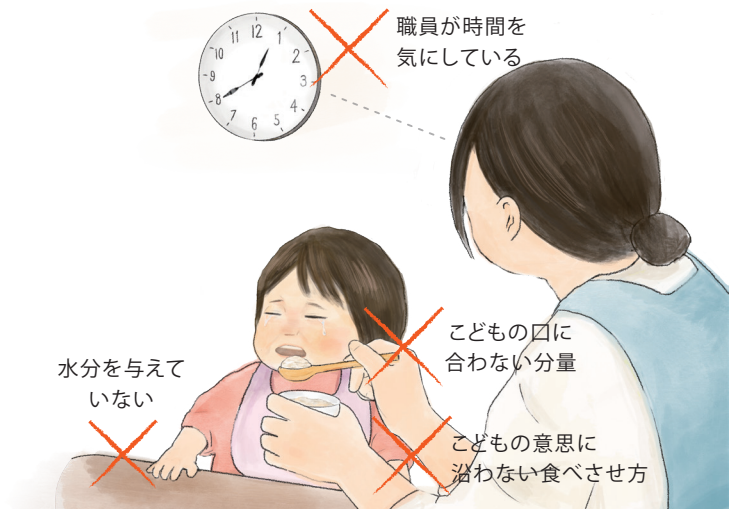
りんご

① 食材については次のことに気を付けましょう

- こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識する
- 球形・かたい・粘着性が高いといった形状や性質の食べ物は避ける（過去に事故が発生した食材の例：ナッツ・豆類（ピーナッツなど）、ミニトマト（ブチトマト）、白玉団子、ぶどうなど）
- りんごなども基本的に使用を避け、どうしても食べさせる場合は、離乳食完了期までは加熱して与える…過去に事故が発生しており、かむことで細かくなったとしてもかたさ、切り方によってはつまりやすい



こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび



② 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう

- 食べ物はこどもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える…のどや気管につまらせないようにする
- こどもの意志に沿うタイミングで与える…眠くなった、もう食べたくないといった食べることに集中できない様子を確認したら無理に食べさせない
- 食事中に驚かせない

③ こどもの様子を共有・観察しましょう

- 食事前に保護者や職員間でこどもの食事に関する情報を共有する（例：食べるための機能や食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など）
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意）
- 食事中に眠くなっていないか・姿勢よく座っているかを注意する

たべるときにひそむリスク

- こどもは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない
- 硬くてかみ砕く必要のあるナッツ・豆類などをのどや気管に詰まらせて窒息（ちっそく：食べ物のがのど等につまること）したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクがある
- 食べ物を口に入れたままで、走ったり、寝転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したりしたあと、一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥（ごえん：食べ物などが気管や気管支に入ること）のリスクがある

応急処置

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント **ねる・たべる・みずあそび**

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当が必要ですよ。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ

速さ 1分間に100～120回

幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児 こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

参考資料



こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



こども家庭庁
乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>



消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん) 事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/



政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html>



こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>



消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修

令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会